

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>別紙</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について （略）</p> <p>別添 1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について（器具関係部分のみ）（略）</p> <p>別添 2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について（器具関係部分のみ）</p> <p>第 3 条 1. ～ 6. （略） 7. <u>別表第 1 第 1 3 号及び別表第 2 第 8 号中「携帯液化石油ガス用バーナー」とは、主として食品の調理や火起こしなどの用途に用いられる、液化石油ガス容器に直接接続することにより、可燃性ガスを使用して炎を出す製品であって、容易に持ち運びができ、携え持って使用する製品（いわゆる「ガストーチ」）を指し、据付けて使用するものは含まない。</u> <u>また、次に該当するものは除く。</u> ① <u>液化石油ガス容器との接続部から火炎を出す位置までの距離が 35 センチメートル以上のもの</u> ② <u>吸収材の封入など液化石油ガスの漏えいを防止するための加工がされた容器を使用する場合に限り、当該容器との接続部がねじ式のもの</u></p>	<p>別紙</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について （略）</p> <p>別添 1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について（器具関係部分のみ）（略）</p> <p>別添 2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について（器具関係部分のみ）</p> <p>第 3 条 1. ～ 6. （略） [新設]</p>

「液化石油ガスの漏えいを防止するための加工」とは、液化石油ガスが液体の状態  
で当該容器から流出することを防ぐための加工のことをいう。

第14条（略）

第14条（略）